

## 令和元年度第1回地域福祉計画推進委員会会議録

- 1 開催日時 令和元年6月19日(水) 午前10時00分から午前11時50分
- 2 開催場所 印西市役所農業委員会会議室
- 3 出席者 堀川定士委員、嶋田孝雄委員、松山毅委員、三島木和香子委員、近藤幸一郎委員、吉野康夫委員、豊田文子委員、松藤和子委員、渡邊和子委員、岩本清委員、大和雅子委員、山下順三委員
- 4 欠席者 小松光美委員
- 5 事務局 富澤社会福祉課長、平川課長補佐、武藤係長、石井主査
- 6 傍聴人 1人
- 7 議事 (1) 第3次印西市地域福祉計画の推進における避難行動要支援について  
(2) その他
- 8 議事録 (要点筆記)

事務局 【事務局の紹介】

委員長 【委員長あいさつ】

【議事録署名人の指名】

議事録署名人に渡邊委員と大和委員を指名。

事務局 議事の進行につきましては、規定に基づき松山委員長に議長をお願いします。  
議長 それでは議事に入りたいと思います。

(1) 第3次印西市地域福祉計画の推進における避難行動要支援について  
事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

議長 ありがとうございます。

ご質問ご意見ございましたらお願いします。

委員 要支援者の手上げについて広報はしないのか。

事務局 印西市避難行動要支援者避難支援計画は市長決裁を経て市民に公表する予定です。  
高齢者福祉課はだいたい年に1回、避難行動要支援者の手上げについてお話させていただいています。全数郵送というのも予算計上された段階で、システムを導入して実施していく予定です。

ご指摘いただいたとおり、広報等で周知を図っていきたいと思います。

委員 仕方のない話だが、民生委員の方の調査対象は一人暮らしの70歳以上となっているが、これは75歳以上となっている。

事務局 70歳以上の中には75歳以上が含まれているので70歳から74歳までの方で民生委員さんの活動中、この方は一人では逃げるのが困難だと思われる方がいましたら、手上げをした方がいいよと教えてあげれば良いと思います。

- 委員  
事務局      そういった対応を民生委員がするということですか。
- 委員局長      75歳としていますが、計画には市長が認めた場合という表現が入っており、70歳でも60歳でもそういった方がいらっしゃれば市の方に情報提供いただければと思います。
- 委員      その当たりがすごく重要なポイントなると思います。制度上は行政の方で年齢であったり、障がい者手帳であったり、把握できている方々はピックアップできる。そういったピックアップしてつくる名簿があるが、実際、地域の中で支援を必要とする人というのは、自分でなかなか手を挙げる方は少ない。そういった方々にどうゆう風に声かけをしていって、手を挙げるようにするのか、また、同意書にサインをいただけなかった方は、個別に訪問していって、確認していくという作業を併せてやっていかなければならない。郵送で行えばそれで済む話ではなくて、最終的には人の手で確認していくことが必要となってくると思います。
- 委員      避難行動要支援者の要件の中の要介護3から5とあるが、あまり要介護にこだわるのはどうなのかなと思いました。それと介護等級は変更が多い。そうゆう把握は難しいと思いました。申請の時に状況が変わったら、報告するよう伝えるなどの対応が必要と思いました。
- 委員      ここまでの計画案ができたのは、すごい進歩だと思います。手上げ方式で手を挙げて約650人以外の方に、郵送するという事なんですが、既に手上げしている方の情報も最新ではない。なので、何故、その650名を省くかわからない。新しいものがスタートするので、全員に郵送してもらいたい。
- 事務局      登録されている中で、お亡くなりになられている方の確認は毎年しています。個別計画は200人満たないくらいの数である。改めて個別計画は、地域住民の方々の協力をいただいて、一緒に作らせていただくような形で対応するようにいたします。登録されている方は助けてほしいと意思をいただいているので、個別計画は新たに作らせていただくということを考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。
- 委員      支援者が自治会役員となっているケースもある。それでは、せっきくの制度が生きてこないで、そこはフォローしなきゃいけないと思いました。
- 事務局      それと町内会・自治会で同意書を出しているところは300もない。そういった状況だと各地域の民生委員が中心となるといった考え方なのではないでしょうか。
- 委員      町内会長や自主防災組織の会長がすべて管理するというのは市としては考えておりません。各地域において事情が違うので、各地域の方々とコミュニケーションをとっていき、名簿管理の対応を考えていきたい。
- 委員      対象者名簿を毎年1回、9月1日の防災の日を基準として更新するとなっておりますが、1年に1回で本当に把握できるのか。リアルタイムでない意味がないのでは。更新のやり方に問題があると思う。更新の事実が発生したら、リアルタイムでその情報を見ることができ体制を構築しないと、じゃあ、1万何千人いる人を毎日見るのですか、という話になって、非現実的ですよ。名簿を一元的に管理する

ところがあって、そこが更新を確認したら、関係者に発信されるような仕組みが必要と思う。マイナンバーを活用できないか。そうすれば把握が簡単じゃないか。

事務局  
委員

今のところ、すぐに実現するのは難しい。今後の検討課題としたい。

この前聞いたら、マイナンバーカード交付については10年間有効で、電子証明書については5年間有効だと、しかも1回目に関してはタダだということなんですよ。そうゆう事をみなさんご存知なのか。要支援になっている方のマイナンバーカードを行政の方で事務的に発行することはできないのか。

事務局  
委員長

現在はそこまで至っていません。

なかなか難しいですよ。個人のプライバシー問題とかいろんな問題があり、ここだけの話ではなく、もっと大きなテーマとなっていくんですけど、アイデアとしては、確かに管理はし易いんですけど、活用というところのルールを間違えちゃうと非常に危険なことになりかねない、非常に裏腹な難しい議論ですね。

委員

情報共有にはラインが非常にいいと書籍に書いてあった。リアルタイムで情報を見に行くことができるラインを利用すれば、もっといいと思いますけどどうですか。

事務局

ラインの活用については、行政側の情報をいち早くお知らせするという活用はあると思いますが、個人情報の扱いは難しいと思います。

委員  
委員

支援者に対してリアルタイムで情報発信するのが大事だと思います。

例えば、私の担当地区の方が施設入所したりしたという情報は、たまたま訪問していればわかりますが、各施設の利用状況を市は把握できているのか。

事務局

介護保険担当は把握しております。計画に基づいて、長期の入所、ショートステイ、デイサービスなど、各々のメニューが打ち込まれておりますので、わかると思います。

委員

どの施設を使われていても、どのケアマネさんであっても、全て把握できているのか。

事務局

緊急時はわかりませんが、ケアマネさんがプランを立て、その情報を入れるので、若干遅れますが、把握できていますので、そういった情報を更新することが可能ですが、更新のスパンが年に1回という課題はあります。

委員

聞き漏らしたかもしれないので、確認したい。今現在は手上げ方式で約650人の方が手を挙げています。それに対して支援者とうまくコンタクトをとれているのが約200人。ということは残りの450人は手を挙げたけれどもほったらかしの現状だと。そうゆう中で、これから約15,000人にまた手を挙げませんか、ともっていく訳ですね。現在一番やらなければいけないことは、支援者を増やすことが一番の政策になるのではないかと思います。それに対して、行政はどんな対策があるのかをお聞きしたい。

事務局

自主防災組織があるところが、93ありますね、その次に自治会の方で要支援者に対してフォローしますと同意しているところが民生委員様方を含めて100くらいあるということで、それ以外のところへの方策としては、今後、自治会、町内会総会等での説明や、民生委員さんの集まり、それから社協さんが地域福祉というこ

とでは、5つの福祉圏をもってらっしゃるので、そこでの情報交換の場などに出向いての説明ということを考えてはいます。

委員 私の地域では自主防災を自治会に任せるという形になり、昨年、自治会でやることになった。支援者は総入れ替えに近い状態となった。それでも、自治会として動き始めたとうことで、若干趣旨とは異なるけれども、そういう認識が住民の中で少しずつできてきているという中で、毎年入れ替わってしまうのもやむを得ない。固定じゃなければだめだということであると、誰もやり手がなくなる。現状は一步前進したので、いいのではないかと思っている。ちょっとずつ、意識を持ってもらえる状態を作り出すことがすごく大事だと思います。

委員 まさにその通りだと思います。毎年該当する人は増えていくことが想定されますが、サポートする人とのバランスがうまくいっていないと、絵ではうまくいっていても、一方ではサポート受けなきゃいけない人がでてくる、しかも地域性が違ってくる。ある程度想定しながら、そういう変化にどうフォローしていけるのか、このマニュアルをどう継続できるのか、を平行してやっていかないと、たぶん3年から5年経つと様子が変わってきますよね。想定しないようなトラブルが起きてしまうことも含んでくる。ですので、土台となる仕組みづくりですね。支える人の土台が崩れていくので、どのように維持していくのか、そういう目つきで見てほしいなと思います。

委員長 いろいろ議論していく中で、マニュアルそのものは国のモデルがありますので、それに基づいて地域の特性を加味して作っていますので、それほど大差はなくて、皆さん議論されているのは、じゃあこのマニュアルをどう実施するのかっていう、実施要項の部分なんですね。この部分を委員の皆様から厳しいご指摘があって、事務局も大変だと思いますが、逆に市民の方に説明する前にここでどんどん出してもらった方が、市民の方に説明するときに具体化したことが言えると思います。

委員 支援者になると1年ごとの更新制度なのか。それとも、一度支援者になったらずっと継続するのか。

事務局 継続します。

委員 支援者への意思確認は行わないのか。

事務局 変更等があった場合は、その都度、事務局に連絡いただきたいと思います。

委員 支援者としての自覚が薄れてしまうこともあるのではないかと。

事務局 個別支援計画の緊急時の連絡先になっている方が、できましたら平常時から声かけしていただき、そういう関係を保っていただくというのを前提にできています。

委員 どう運用していくかのキーになるのは、やはり民生委員だと思います。日頃の見守り活動をしているのは民生委員ですよね。最低でも月1回とか、人によっては週に1回とか。いま現状で、手上げ方式の約650人の情報は民生委員には出していないですよね。こっちから聞きにいけば教えてもらえるのか。

うちの地域でも高齢者ではなくて、ママさんで精神的に病んでいる方とか、お子さんで障がいを持っている方とかが市の方に手上げで出している。日頃、自分の地

域をしっかり回っているのは民生委員だと私は思っているのですが、そういう人たちに情報を流すことを今後していかないと、やはりうまくいかないのかなど。月1回、回るのを、自治会の役員さんや、自主防災組織の現役で仕事している人に回ってくれとなかなか言えないじゃないですか。現実を踏まえると、民生委員や支部社協とかを使っていかないと、せっかく作ったいいものが、作りました。で終わってしまう。

事務局　やはり、一番民生委員さんをお願いしたいところではあるのですが、やはり地域があるので、自主防災組織や自治会も取り込ませていただくことを考えておりますが、もし自治会等でご承認いただければ誓約書をお書きいただいて、任務をお渡しすることも可能でございます。

委員　私は自治会の班長になり、まさに今、支援者の名簿の変更を市に提出しないといけないという状況であります。要支援者に支援者が変わりましたと言いたい、また前の方をお願いしたいと言う方もいる。本当は一度支援者になったら何年間か続けてほしいと言いたいが、それだと長続きしないのかと。まずは、認識してもらおうのが先なのかと、今現在思っています。

委員　要支援者が今後15,000人近くになるとのことだが、それに対して支援者はどのくらいを想定しているのか。

委員　一人に対して3人の支援者ということだから、4万5千人ということですか。

事務局　通知対象となる方が15,000人程度いるというお話しで、あくまで支援者をお願いするのは手上げをしたいただいた対象者になります。計画を作成した平成23年に対象者全員に通知させていただき、返信があったのが650人程度なので、倍に見ても1,200人から1,500人程度と想定しています。

委員　そうすると、民生委員を活用するとおっしゃっていましたが、民生委員が支援者になったと仮定するといったいどれくらいになるのか。

事務局　現在の民生委員の数は133名ですので、一人10人くらいになりますが、民生委員さんに全てお願いしようとは考えておりません。協力していただける方を募らせていただければと思っております。

委員　名簿の管理とかはできるけど、実際に災害があつて、民生委員に10人に回れと言われても無理。情報管理という面ではそこを活用しないといけないというのが一つと、うちの地域でもすごくうまくいっている自治会があつて、そこはやはり民生委員がしっかりしていて、民生委員が自治会の役員会等に出席し、自治会の役員が代わる度に、制度の説明や、支援者として手を挙げているのが何人いるとか、役員が支援者になる旨の説明をしてくれている。

委員長　地域によって、自主防災があるところはそこが中心になってやっていくと思いますが、自主防災がない地域は民生委員が中心となるのか、自治会が中心となるのか、地域ごとに差がある。地域ごとに要支援者をだれがどう支援するのか、ネットワークをつくる。規模としては支部社協は大きすぎる。いざというときに助けにいける距離ではない。地域ごとにどうゆうネットワークをつくって、だれが音頭をとって、

どうコーディネートしていくのかというのは地域ごとに違ってくる。自主防災の有る無しに関係なく、各地域でネットワークをつくる支援をしていくことが市の役割だと思います。

委員 支援者になったとすると、報酬はあるのか。

事務局 ボランティアになります。

委員 そうすると、かなり難しいのでは。

委員 民生委員も社協も現在、目一杯の状態。そんな状態の人達を補助しようと、コムネットの方が民生委員に代わって傾聴ボランティアの講習会を行ったりしている。防災のサポーター養成講座を開催し、市民の意識の底上げをやっていけば、市役所の方々が説明して回っていくよりも、市民の意識が上がると思います。

委員長 自分たちの地域で助け合おうとする土壌をどうつくるかということと、やはり一番大事なのは安否確認ですね。大丈夫かどうかということ、まず確認しなければならない。いないけれども、学校に行っているとか、通所しているとか、そういった情報がわかれば、そこはクリア。安否確認するときの情報が何なのかという所さえ、はっきりしていれば。市が一元管理で全部やれるかということ、毎月更新してもらわないと、それは無理で、年一回の9月1日のデータでスクリーニングし、その半年後に個別計画をつかった避難訓練をする。そうすると、半年に一回はチェックが入る。というような形でどのように情報を更新していくのか。個別計画もそうですが。市が一元管理するのと、地域の中である程度情報を共有し合う。おそらく、近所方々は知っているんですよね。そういう意味では個別計画をつかった訓練などで情報更新して行って、それをどこでどうゆうふうで共有するかということを確認していけば、ある程度はいざ起きた時には、おそらくご近所さんが支援者が今どうゆう状況なのか把握できればよいので、その後災害によっては避難させなければいけないとか、その辺を分けて考えていくのが大事だと思います。

委員 3点ほど確認させてください。避難支援関係者の中に包括は想定してないのかというのが一つと、避難行動要支援者会議というのはどこに設置されるのか。要配慮者の中に帰宅困難者の小さいお子さんなどは入らないのか。

事務局 包括については、情報提供いただくような形を考えています。

3. 11の時はケアマネさんが自分の担当の安否確認が一番大変だったときいています。支援者会議は今までの会議は防災課が中心となっていますが、計画に示されている支援担当課が集まって、方針等を検討していきます。帰宅困難者の小さいお子さんは要配慮者にならないのかということですが、ケースバイケースになってしまうので、事前把握は難しい状況です。

委員長 声かけをしていくなかで、両親が都内に勤務していて、子供が帰宅した後に、子供だけで過ごさなければならないような時に、7頁の(1)の表の「上記のほか、相当の支援を必要とする者」「社会福祉課」となっているが、場合によっては、教育委員会を入れて学校関係に声かけをして、保護者に向けて情報を発信して関心をもってもらうことも一つだと思う。あと、外国人を担当している課にも声かけをして

情報を発信するのも方法かなと思う。包括はネットワークのところで関わってもらうとか、関わる場所は当然でてくるので避けては通れないところであると思う。

委員 私は日頃の顔の見える関係をいかに作っていけるかが大事だと、民生委員をさせていただいて感じている。できるだけ、地域の集まりには行って、協力できるところはお互い様という気持ちで生活していきましょうということをお話させていただいている。いざというときは、近所が一番なのかなといつも日頃思っていますので、地域の住民の意識を高めていくことが大事だと思っている。災害が起きた時を想定してやっていき、机上のプランになってしまっはいけないと思います。

委員 市の方で推進している印西ちょきん運動での声かけや、月に一度独居老人の方へお弁当を配りにいっていますが、その方々からの情報で安否確認ができることもある。

委員 私からは防災計画上の要配慮者や要支援者と整合性を図った方がいいのではないかなと思うのが1点と、自主防災組織のうち1年任期となっているのが全体の78%ということで、1年できちんと引継ぎしたりできるかが疑問に感じる。それと9頁の一番下の「本人の同意に関わらず活用します。」と同じような表現が14頁の下から8行目と32頁にあるが、9頁だけ文面が違うのは何故か。

事務局 ご指摘の件については、整合性を図るために、防災計画の一部見直しということも考えられるそうです。自主防災組織の件は、自主防災組織向けの会議が防災課であるそうなので、そちらの方でも言っていただけるようお願いしてみようと思います。名簿については、渡しっぱなしの状態から1年に1回の更新になったので、そこは一つ進歩した点だと思っております。

委員 書き方の問題ですが、基本法によると、避難所と避難場所というのがきちんと区別されている。この計画では避難所と避難場所がごちゃごちゃになっている。どっちに行けばいいのかがわからない。ですから災害対策基本法の通りにやるのであれば、避難所と避難場所を整理すべきである。

事務局 避難所というのは指定避難所のことです。市が指定しているのが全部で32か所あります。避難場所というのは一時的に避難する公園とか、避難所に行くまでの集合場所という形で認識いただきたいと思います。ごちゃごちゃしているというのを、こちらでは確認できてはいませんが、防災課と今一度確認していきたいと思いません。

委員 特に30頁は指定緊急避難場所となっている。

事務局 こちらも、防災計画にこのような形で載っているの、そのまま利用させていただいています。言い回しについては、今一度確認させていただきます。

委員 29頁の特別避難所で、私の近辺で言いますと、高花保健福祉センターが入っていませんがどうしてでしょうか。

事務局 今現在、高花保健福祉センターは応急救護所を開設することになっておりますので、特別避難所に入っておりません。

委員 このマニュアルを公表しても、なかなか全部読むのは難しいので、小冊子とかに

するのはどうか。基本的には自助だと思っているので、小冊子を小学生を含めて読んでもらい、意識づくりをすることが大事だと思いました。

委員 避難所の場所は市から配られたハザードマップに載っていますよね。私たちがどこまで関心もつかが大事。これからはいつ何が起こるかかわかならないので、市の方からも目に入りやすい形で発信してもらいたい。

委員長 本日は支援計画の最終版ということで、かなり意見がでました。具体的にはどうすればいいかとう事ですが、委員さんから意見があったとおり、やはり自助とか互助なんですよね。自助を前提とながら、最初はみんなで助け合って、当然のことながら公助としてしっかりとした支えもあるんですけれども。本日は、本当にたくさんのご意見をいただきまして、かなり具体的にどうするのか、どう進めていくのか、という意見もいただきましたし、また、委員さんから報告のあったいい取り組みをしている地域を参考にして、自分たちの地域でどうやっていったらいいかを考えてみるのもいいと思います。また、地域の課題を共有していくっていうのも必要です。この支援計画自体が地域福祉ではないんですが、これを進めていくことが正に地域福祉になっていくと思います。やはり平時に何かあったときに助け合える関係づくり、地域の繋がりをどう豊かにしていくのか、というのも計画推進の一つになってくるので、それをタイアップしながら一緒にやっていければと思います。個人的な意見ですが、個人情報と一言で言ってしまうと、それで全て止まってしまう。個人情報って何か別の言い方ないのかな。いい言い回しを工夫する必要があると思います。やはり印西の場合は水害も大きいし、3.11の時は液状化もありましたし、地域によって、災害が起きた時の課題がある。水害っていうのはある程度早めに対応できるんですよね。しかし、今回の新潟地震のように夜間に起こったりすると、一時を争うこととなる。どうゆう風な災害が起きた時にどのように行動するのか、イメージをもって伝えていけないといけない。印西市のように支援計画について、ここまで議論しているところはそう多くないと思います。これをぜひ、実効性のあるものにしていただきたいと思います。

それでは、議事を終了して、進行を事務局にお返しします。委員の皆さまご協力頂きましてありがとうございました。

事務局 委員長、議事進行ありがとうございました。それでは続いて、次第4「その他」についてですが、推進委員の皆さまにおかれましては、平成29年度から2年間にわたる任期ということで、この6月末で任期満了となります。期間中は多くの貴重なご意見をいただき、本市の地域福祉の推進にご尽力いただきましたことを、この場をおかりしまして、厚くお礼申しあげます。大変ありがとうございました。

以上もちまして、「令和元年度第1回印西市地域福祉計画推進委員会」を閉会します。

本日はお忙しいところありがとうございました。

